

相楽郡広域事務組合職員の期末勤勉手当の加算支給 を受ける職員及び加算割合を定める規則

(平成11年2月制定)

改正 平成16年5月28日規則第9号 平成18年3月20日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例(昭和56年8月制定。以下「条例」という。)第17条第4項及び第18条第4項の規定に基づき、期末勤勉手当の加算支給を受ける職員の区分及び当該加算の割合(以下「職員区分等」という。)を定めることを目的とする。

(職員区分等)

第2条 条例第17条第4項及び第18条第4項に規定する職員区分等は、別表によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成11年3月1日から適用する。

附 則(平成16年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成16年5月1日から適用する。

附 則(平成18年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

加算支給を受ける職員の区分	加算支給の割合
職員の級が6級の職員	100分の15
職員の級が5級及び4級の職員	100分の10
職員の級が3級の職員	100分の5